

金融庁を招聘し、内閣府令改正を中心に制度開示・任意開示の枠を超えて企業の情報開示のあり方を発信するセミナーを開催

2019.03.01

2019年2月26日(火)、「変わりゆく企業の情報開示と企業が目指すべきものとは」と題し、大きく変化しようとしている企業の情報開示において、その最新潮流を伝えるセミナーを開催した。

このセミナーでは、2019年1月31日に金融庁から公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」を中心として、有価証券報告書などの「制度開示」と統合報告書などの「任意開示」の垣根を越えて、これから求められる企業の情報開示のあるべき姿や方向性について知見を高めていただくために開催したものである。

本セミナーの第一部では、金融庁 企画市場局 企業開示課 藤岡由佳子企業開示調整官にご登壇いただいた。今回の改正における背景やその目的を始めとして、2019年3月期から開始される報酬プログラムの説明及び政策保有株式の検証方法等の開示義務化のほか、2020年3月期から始まる経営環境や事業等のリスクについて経営者目線での説明など、制度開示において金融庁が進めている改革について丁寧にお話いただいた。

第二部では、内閣府令の改正に向け審議検討を続けた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループのメンバーであった東京証券取引所の青克美執行役員、みずほ証券 市場情報戦略室 熊谷五郎上級研究員と、機関投資家の立場からりそな銀行 アセットマネジメント部 責任投資グループ 松原稔グループリーダー、そして企業情報を調査する立場のMSCI ESG Research鷹羽美

奈子エグゼクティブ・ディレクターにご登壇いただいた。

第一部での府令改正を中心として企業の情報開示に対する考え方、これから企業に求められる情報開示のあり方などを日本IR協議会 佐藤淑子専務理事によるファシリテーションでディスカッションいただいた。統合報告書発行企業が増加してるとはいえ、まだ460社程度となっている状況は十分とは言えない。府令改正により、全ての上場企業の有価証券報告書における情報開示が充実することは、投資判断を行う上でより望ましい方向に進んでいる、と歓迎する意見が聞かれた。また、投資家と企業が敵対するのではなく、同じ船の乗組員として手を取り合い、共に日本の資本市場を活性化していくことの重要性についても語られた。

当研究所では、統合思考をベースとしたコーポレートコミュニケーションを実現する事が、企業価値の向上に繋がる手段の一つであると考えている。今後もこうした制度開示・任意開示の垣根を越えて有益な情報を得られるセミナーを開催していく予定だ。

